

「岡山県感染症予防計画（素案）」に対する県民意見等の
募集結果について

令和5年11月21日から令和5年12月21日までの間、「岡山県感染症予防計画（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の10件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。
貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

番号	意見の要旨	県の考え方
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向		
五 県及び市町村の果たすべき役割		
1	<p>県管轄保健所、岡山市保健所、倉敷市保健所間で職員人事交流を行い、「顔の見える関係づくり」を構築していくなどしてはどうか。</p>	<p>県保健所、岡山市保健所、倉敷市保健所間の連携について、計画には、関係各機関及び関係団体との連携について多くの項目に掲げており、平時から岡山県感染症対策委員会等を通じて、感染症予防計画に基づき、県と保健所設置市との連携体制を整備するなど、有事においても十分な対応が行えるよう、取り組んでまいります。</p>
2	<p>特に医療現場での感染症関連人材育成のため、大学に行政出資型の寄付講座を設置し、感染症を専門とする人材の育成を行ってはどうか。</p> <p>また、岡山県地域枠出身医師や自治医科大学卒業医師の義務年限期間中に、感染症の専門教育を受けられるような制度を創設してはどうか。</p>	<p>感染症対応が可能な人材育成については、「第十四 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」に記載しているとおおり、国等が開催する研修への参加等を想定しているところではありますが、御意見の内容を含め、より適切な人材育成の手法について検討してまいります。</p> <p>地域枠出身医師等の義務年限中での感染症の専門教育については、地域枠・自治医師制度が、医師不足地域において幅広く総合</p>

		的に診療できる医師を確保し、地域医療を支えることを目的としているため、現時点では、特定の診療科を指定することは考えておりません。
<p>第一 感染症の予防の推進の基本的な方向</p> <p>九 予防接種</p>		
3	<p>たんぱく結合型肺炎球菌ワクチンなどの任意の予防接種について、岡山県として公費負担制度を考慮していただきたい。</p>	<p>国では、公衆衛生上の観点から、ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関する、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、評価及び検討を行っており、妥当性が認められたものを定期接種に位置付けています。</p> <p>県としては、任意の予防接種の公費負担制度を行うことは考えておりませんが、必要なワクチンについて、速やかに定期接種化されるよう、国に要望してまいります。</p>
<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>二 感染症発生動向調査</p>		
4	<p>医療機関間で、新興・再興感染症の発生状況をリアルタイムに共有する情報共有システムを構築する等、県全体の情報マネジメントの在り方を再考していただきたい。</p>	<p>同項目の7に記載しており、現在、感染症発生情報は、感染症法に基づき、感染症サーベイランスシステムにより管理し、岡山県感染症情報センターにおいて公表しているところであり、さらなる情報共有の手法についても、検討しております。</p>

<p>第三 感染症のまん延の予防のための施策に関する事項</p> <p>九 関係機関及び関係団体との連携</p>		
5	<p>感染症指定医療機関において、コロナ前に行っていた鳥インフルエンザや新興感染症の訓練を行いたい。</p>	<p>ご意見のとおり、感染症発生時の対応について、平時から医療機関と連携体制を構築しておくことが重要であると考えており、第十四の「三 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上」に記載しているとおり、訓練についても実施する方向で検討してまいります。</p>
<p>第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>二 県における感染症に係る医療を提供する体制</p>		
6	<p>感染症指定医療機関が新興感染症患者を受け入れる際の実際の運用について、事前確認しておくべきである。</p>	<p>第六の「一 感染症に係る医療提供の考え方」の4に記載のとおり、新興感染症が発生した際に、速やかに対応できるよう、感染症対策委員会等を活用し、平時から計画的な準備を行います。</p> <p>また、ご意見のとおり、次の新興感染症の発生に備えるため、「第十四 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項」に記載しているとおり、今後、研修や訓練等を行いながら、実際の運用について事前確認することとします。</p>
7	<p>新興感染症対応を行う感染症指定医療機関等について、必要機器や物品購入の補助を行ってほしい。 (同趣旨の意見 外1件)</p>	<p>感染症指定医療機関・協定締結医療機関等への補助については、国の制度を活用しながら、予算の範囲内で対応する予定としております。</p>

8	<p>感染症指定医療機関の実際の運用・患者の受け入れ態勢について、県や保健所設置市と話し合いを設け、情報共有・意見交換を行いたい。</p>	<p>必要に応じて対面で情報共有・意見交換を行い、円滑な患者受け入れ態勢を整備してまいります。</p>
<p>第十三 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>一 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方</p>		
9	<p>岡山県で発生している感染症の情報を、その時々で、データを提示しつつ、テレビ等で発信していただきたい。</p>	<p>第二の「二 感染症発生動向調査」に記載しているとおり、県では、岡山県感染症情報センターにおいて、県内で発生している感染症の最新情報を提供しています。</p> <p>また、「第十三 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」に関する取組として、インフルエンザ注意報・警報の発令や注意が必要な感染症発生時には、予防法を含め、テレビ、新聞、ラジオ等の様々な媒体による広報を行っており、感染症の情報を県民に広く周知するよう努めています。</p> <p>今後とも、マスメディアの協力を得ながら、県民に対し、感染症に関する情報発信に積極的に取り組んでまいります。</p>